

# 昭島市新型インフルエンザ等 対策行動計画

令和8年7月

昭島市



# 目 次

## 第1部 基本的な考え方

|                |    |
|----------------|----|
| 第1章 計画の基本的な考え方 | 4  |
| 第2章 計画の目的等     | 6  |
| 第3章 発生段階の考え方   | 11 |
| 第4章 対策項目       | 12 |

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第1章 実施体制                 | 13 |
| 第2章 情報収集・分析              | 16 |
| 第3章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | 19 |
| 第4章 まん延防止                | 27 |
| 第5章 ワクチン                 | 31 |
| 第6章 医療                   | 39 |
| 第7章 保健                   | 42 |
| 第8章 物資                   | 46 |
| 第9章 市民生活及び地域経済の安定の確保     | 47 |

## 第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

|                 |    |
|-----------------|----|
| 第1章 市における危機管理体制 | 50 |
| 第2章 市政機能の維持     | 54 |

|     |    |
|-----|----|
| 用語集 | 58 |
|-----|----|

## 第1部 基本的な考え方

### 第1章 計画の基本的な考え方

#### 1 昭島市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

令和2年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下「新型コロナウイルス」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機において、昭島市（以下「市」という。）は、国、東京都及び近隣市町村等と連携し、国や東京都からの情報提供や対策方針等を踏まえ効果的な対策を講ずるとともに、市民、事業者及び医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

今般の昭島市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）をはじめとする法改正や東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」という。）等の改定及び新型コロナウイルスへの対応（以下「新型コロナウイルス対応」という。）を踏まえて見直しを行うものである。

今後は、市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事の際は、感染症の特徴や科学的知見に基づく東京都の対応を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施するものとする。

#### 2 市行動計画の改定概要

平成25年6月、国は特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を策定する際の基準となるべき事項を定めた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を策定した。

東京都においては、平成25年11月、特措法第7条に基づき都行動計画を策定し、政府行動計画と同様、基本的な方針や実施する対策を示すとともに、市区町村がその行動計画を策定する際の基準となるべき事項を定めている。

市では、平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、政府行動計画や都行動計画が新たに策定されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とすべく、特措法第8条の市町村行動計画として平成27年12月に市行動計画を策定した。

今般、新型コロナウイルス対応の経験やその間に行われた関係法令等の整備等を踏まえるとともに、政府行動計画（令和6年7月改定）及び都行動計画（令和7年5月改定）の抜本改定が行われたことを受け、市行動計画の抜本改定を行うものである。

市行動計画の改定においては、対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルスだけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、新型コロナウイルス対応で課題となった項目を独立させるなど、対策項目の見直しを行うとともに、感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応についても明確化する。

さらに、感染症に係る緊急事態に際して、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、市の初動対応についても市行動計画において明らかにする。

### 3 根拠及び市の計画の位置付け

市行動計画は、特措法第8条に基づき策定する計画とし、都行動計画との整合性の確保を図る。

#### 【計画・ガイドラインの法的な位置付け】

| 区 分             | 特措法              | 医療法               | 感染症法         | 地域保健法                |
|-----------------|------------------|-------------------|--------------|----------------------|
| 国               | 政府行動計画           | 医療提供体制の確保に関する基本方針 | 基本指針         | 地域保健基本指針             |
|                 | 新型インフルエンザ等ガイドライン | 医療計画作成指針          | 予防計画策定ガイドライン | 地域健康危機管理ガイドライン（感染症編） |
| 東京都             | 都行動計画            | 保健医療計画            | 予防計画         |                      |
|                 | 保健医療体制ガイドライン     |                   |              |                      |
| 東京都保健所（多摩立川保健所） |                  |                   |              | 健康危機対処計画             |
| 昭島市（保健所未設置市）    | 市行動計画            |                   |              |                      |

### 4 対象とする感染症

- (1) 新型インフルエンザ等感染症
- (2) 指定感染症（当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- (3) 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

### 5 計画の基本的な考え方

- (1) 市行動計画は、都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。
- (2) 国、東京都、市、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者及び市民の役割を示し、市や事業者の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。
- (3) 新型コロナウイルス対応で積み重ねた知見・経験を関係機関や市民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

### 6 計画の推進

市行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れるものとする。また、新型インフルエンザ等の発生に備え、東京都と連携して、市や関係機関、市民等について、平時から教育・訓練・啓発の実施などを通じて対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行う。

### 7 計画の改定

市行動計画の改定に当たっては、特措法の規定に基づき、学識経験者（感染症に関する専門的な知識を有する者等）に意見を聴き、改定するものとする。

## 第2章 計画の目的等

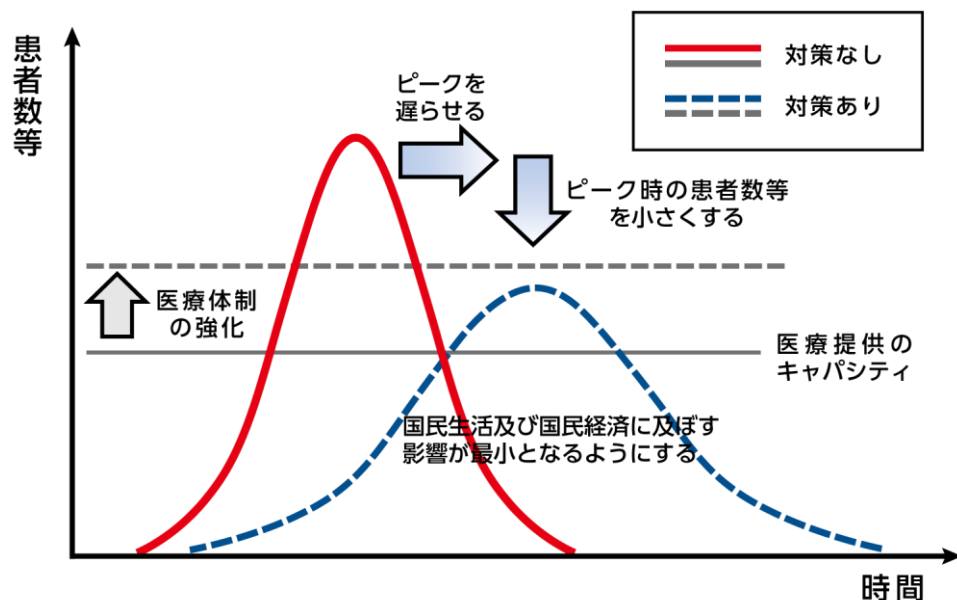
### 第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じる。

#### 1 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護

- (1) 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数をできるだけ少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療を必要とする患者が適切な医療を受けることができるようにする。
- (3) 適切な医療を提供することにより、重症者数や死亡者数を減らす。

【対策の概念図】



出典：新型インフルエンザ等対策政府ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

#### 2 市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

- (1) 感染拡大防止と地域経済のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市民生活及び地域経済への影響を軽減する。
- (2) 市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

### 第2節 対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階において、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針又は市行動計画に基づき、国、東京都、他市町村・指定（地方）公

共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する。この場合において、次の点に留意する。

## 1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の(1)から(4)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、迅速かつ効率的な情報収集・共有、分析のための基盤となるDXの推進等を行う。

### (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理、リスクコミュニケーション等の備え

将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

### (2) 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を確認した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

### (3) 関係者や市民等への普及啓発等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

### (4) 迅速かつ効率的な情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策担当部署をはじめとする市役所等業務の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国、東京都及び他市町村との円滑な連携を図るため、DXの推進、東京都や他市町村との共同によるシステム開発・調達など、関係者間の迅速かつ効率的な情報共有体制の整備を進める。

## 2 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面で普及させ、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、市民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

## 3 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等により、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性が

ある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

#### **4 危機管理としての特措法の性格**

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度やワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

#### **5 関係機関相互の連携協力の確保**

昭島市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、東京都が特措法第22条に基づき設置する東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

#### **6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応**

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

#### **7 感染症危機下の災害対応**

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保及び自宅療養者等の対応など体制の強化等に努めていく。また、発災時には、東京都や他市町村と連携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や自宅療養者等の情報共有、避難の支援等を行う。

#### **8 記録の作成や保存**

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、これを公表する。

### **第3節 対策推進のための役割分担**

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、東京都、市区町村、医療機関、事業者、市民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び地域経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがかり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

#### **1 国**

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有す

る。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

## 2 地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

## 3 東京都

東京都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、東京都は、特別区及び保健所を設置する市、感染症指定医療機関、東京都医師会の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

## 4 市

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチン接種や自宅療養を行う住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害のある人等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、東京都や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

## 5 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限に留める観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制を確保するため、東京都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、市や東京都と連携しながら病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

## 6 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

## 7 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

## 8 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

## 9 市民

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

### 第3章 発生段階の考え方

#### 1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画や都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）とに大きく分けた構成とする。

#### 2 各段階の概要

【発生段階及び各段階の概要】

| 段階  | 区分  | 区分の説明                              | 概要                                                                                                                                                                                                          |
|-----|-----|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 準備期 | —   | 発生前の段階                             | 水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、市民等に対する啓発や市・事業者による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。                                                      |
| 初動期 | A   | 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階 | 感染症の急速なまん延及びその可能性がある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病理性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。                     |
| 対応期 | B   | 封じ込めを念頭に対応する時期                     | 政府対策本部の設置後、市内（都内）での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意。）。 |
|     | C-1 | 病原体の性状等に応じて対応する時期                  | 感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。                                                                |
|     | C-2 | ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期              | ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化することとも考慮する。）。                                                                                                        |
|     | D   | 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期           | 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること、及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。                                                                                                |

## 第4章 対策項目

---

### 1 主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと、及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の9項目を行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ④ まん延防止
- ⑤ ワクチン
- ⑥ 医療
- ⑦ 保健
- ⑧ 物資
- ⑨ 市民生活及び地域経済の安定の確保

### 2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である9項目は、新型インフルエンザ等の対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、第2部に示すそれぞれの対策項目の基本理念と目的を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 【基本理念】

感染症危機は、市民の生命及び健康、市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や市民・事業者の協力の下、国や東京都、近隣市町村とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備や東京都の対応を基に、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

#### 第1節 準備期

##### 【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

##### 1-1 市行動計画の見直し

市は、都行動計画に基づき、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の見直しを行う。【危機管理担当、保健福祉部】

##### 1-2 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び都行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。【危機管理担当、保健福祉部、関係部】

##### 1-3 体制整備・強化

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、市における取組体制を整備・強化するため、業務継続計画の改定等を進める。【危機管理担当、保健福祉部、関係部】
- ② 市は、平時から、東京都と連携し、市民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。【総務部、保健福祉部、関係部】
- ③ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。【危機管理担当、保健福祉部】

#### 1-4 関係機関の連携の強化

- ① 市は、国、東京都及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。【危機管理担当、保健福祉部、関係部】
- ② 国、東京都、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。【関係部】
- ③ 市は、第3節（対応期）3-1-2に記載している特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、東京都と事前に調整し、着実な準備を進める。【総務部、保健福祉部】

### 第2節 初動期

#### 【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて昭島市新型インフルエンザ等感染症庁内対策会議（以下、市庁内対策会議）及び市対策本部会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

#### 2-1 新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置

##### 2-1-1 国及び東京都からの情報収集

市は、国や東京都から新型インフルエンザ等の関連情報を入手した場合には、危機管理担当と保健福祉部との相互で情報共有し、必要に応じて市長に報告する。【危機管理担当、保健福祉部】

##### 2-1-2 市庁内対策会議の開催

市は、新型インフルエンザ等の感染状況等を踏まえ、必要に応じて速やかに市庁内対策会議を開催し、危機情報の連絡及び共有を行うとともに、危機に対処するための対応策の検討を行う。【危機管理担当、保健福祉部】

#### 2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 市は、国や東京都から新型インフルエンザ等が発生したと認める旨を公表することについての情報を入手した場合には、直ちに市長に報告するとともに、危機管理担当と保健福祉部との相互で情報共有する。【危機管理担当、保健福祉部】
- ② 国が政府対策本部を設置した場合や東京都が都対策本部を設置した場合においては、市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。【企画部、危機管理担当、保健福祉部】
- ③ 市は、必要に応じて、第1節（準備期）1-1及び1-3を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。【危機管理担当、総務部、保健福祉部、関係部】

#### 2-3 迅速な対応の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債等特定財源を確保することを検討し、所要の準備を行う。【企画部、関係部】

### 第3節 対応期

#### 【目的】

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合には、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

#### 3-1 基本となる実施体制の在り方

府県対策本部及び都府県対策本部設置後においては、市は、速やかに以下の実施体制をとる。

##### 3-1-1 対策の実施体制

- ① 市は、国や東京都等から提供される感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、市民生活や地域経済に関する情報等に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。【各部】
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じる。【総務部、各部】

##### 3-1-2 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、東京都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。【総務部、危機管理担当、保健福祉部】
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市区町村又は東京都に対して応援を求める。【総務部、保健福祉部】
- ③ 市は、市の区域を超える、又は発生地域全体に関わる新型インフルエンザ等対策を実施する必要があると認めるときは、東京都に対し総合調整を行うよう要請する。【危機管理担当、総務部】

##### 3-1-3 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債の発行など財源を確保し、対策を実施する。【企画部、関係部】

#### 3-2 緊急事態措置の検討等について

##### 3-2-1 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。【企画部、危機管理担当、保健福祉部、関係部】

#### 3-3 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

##### 3-3-1 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。【危機管理担当、保健福祉部】

## 第2章 情報収集・分析

### 【基本理念】

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活及び地域経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症（発生状況や病原体の特徴等）及び医療の状況等の情報収集・分析並びにリスク評価を実施するとともに、市民生活及び地域経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげる。

## 第1節 準備期

### 【目的】

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。平時より、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

### 1-1 実施体制

- ① 市は、平時より国や東京都から提供された情報・分析結果について、必要に応じ関係部等に速やかに提供する。【企画部、保健福祉部、子ども家庭部、学校教育部】
- ② 市は、市民生活及び地域経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集を行う等、平時からの準備に努める。【企画部、危機管理担当、保健福祉部、総務部、市民部】

### 1-2 訓練

市は、東京都や多摩立川保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。【危機管理担当、保健福祉部】

## 第2節 初動期

### 【目的】

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う。また、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行い、対策の検討を行う。

### 2-1 実施体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、準備期の取組である情報収集・分析・共有を継続しつつ、市は、地域における感染症対策の中核的機関となる多摩立川保健所と速やかに連携し、感染症情報や関係機関等の状況の共有を相互に行う。また、感染症対策の支援、医療機関や医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進する。【保健福祉部】

## 2-2 リスク評価

### 2-2-1 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 市は、医療提供体制や検査体制について、速やかに多摩立川保健所等に情報提供するとともに、有事の体制に移行することを判断し、必要な準備を行う。【保健福祉部】
- ② 市は、市民生活及び地域経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が市民生活及び地域経済等に及ぼす影響を早期に分析することを目指す。【危機管理担当、関係部】

### 2-2-2 リスク評価体制の強化

市は、多摩立川保健所と連携し、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行い、継続的にリスク評価を実施する。また、有事の際に、必要な情報を効率的に集約できるよう、準備期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。また、情報収集・分析結果について、市民及び関係機関に分かりやすく、情報提供・共有する。【保健福祉部、関係部】

### 2-2-3 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

市は、多摩立川保健所と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。【保健福祉部、関係部】

## 2-3 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、新たな感染症が発生した場合は、多摩立川保健所と連携し、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、市民等に迅速に提供・共有する。【危機管理担当、保健福祉部、関係部】

## 第3節 対応期

### 【目的】

感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析（ウイルスの伝播性・病原性、ウイルス制御に関する様々な分野の情報収集）及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と市民生活及び地域経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

特に対応期には、まん延防止等重点措置の要請等が発出される可能性があり、医療提供体制や、市民生活及び地域経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

### 3-1 実施体制

市は、初動期に引き続き、国、東京都や多摩立川保健所等からの感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析するとともに、市民や医療機関等へ幅広く提供する。

【企画部、危機管理担当、保健福祉部、関係部】

### 3-2 リスク評価

#### 3-2-1 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 東京都は、国やJ I H Sと連携し、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、都内での発生状況、臨床像に関する情報等について分析し、包括的なリスク評価を行い、感染症対策の判断を行う。
- ② 市は、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、市民生活及び地域経済に関する情報や社会的影響についても、必要な情報を収集し、考慮する。【保健福祉部、各部】

### 3-2-2 リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

- ① 市は、積極的に多摩立川保健所と連携し、東京都が実施するリスク評価に協力する。  
【保健福祉部】
- ② 市は、市内における感染が拡大した際に、国及び東京都から、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施や要請があった場合に備え、市民生活及び地域経済に関する分析を強化し、感染症危機が市民生活及び地域経済に及ぼす影響を把握する。【危機管理担当、市民部、関係部】
- ③ 市は、国や東京都から提供されたまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、市民等に分かりやすく情報を提供・共有する。【企画部、危機管理担当】

### 3-2-3 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

市は、リスク評価に基づく感染症対策の実施にあたり、担当業務や事業ごとに対策を実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、見直された感染症対策について、必要な対策を迅速に切り替えて対応する。【関係部】

### 3-3 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

- ① 市は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、市民へ分かりやすく提供・共有する。【企画部、危機管理担当、保健福祉部、関係部】
- ② 市は、情報等の公表を行うに当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【企画部、関係部】

### 第3章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

#### 【基本理念】

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識の把握に努め、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

#### 第1節 準備期

##### 【目的】

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、東京都や市区町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は東京都と協力して、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市や東京都による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有をいかす方法等について整理する。

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

##### 1-1-1 市における情報提供・共有について

- ① 市は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語や障害のある人に配慮した方法で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。また、市は、多摩立川保健所や庁内関係部署、関係機関等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行うとともに、学校教育の現場には、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。【危機管理担当、保健福祉部、子ども家庭部、学校教育部】
- ② 市立学校に対しては、「都立学校における学校健康危機管理マニュアル」に準じて、学校における換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策について定め、周知する。また、必要に応じ、私立学校にも周知する。【保健福祉部、子ども家庭部、学校教育部】
- ③ 市は、リーフレット、ホームページ、SNS等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知するとともに、発生した場合は、東京都や市からの情報に従って医療機関に受診するなどの感染拡大防止策の普及啓発を図る。【企画部、保健福祉部】
- ④ 市は、国からの要請を受けて、コールセンターや各種相談窓口等を設置する準備を進める。【保健福祉部、関係部】

【図表 情報提供・共有の形態及び方法】

| 形態                  | 方法                          |
|---------------------|-----------------------------|
| A 直接的な提供・共有         | 記者会見・ブリーフィング                |
|                     | ホームページ                      |
|                     | リーフレット、パンフレット、ポスター          |
|                     | SNS（文字ベースのもの）               |
|                     | SNS（動画ベースのもの）               |
| B メディア等を通じた広告、提供・共有 | 新聞等広告                       |
|                     | インターネット広告                   |
|                     | 電子看板、街頭ビジョン                 |
|                     | テレビCM                       |
|                     | ラジオCM                       |
|                     | 回覧板、掲示板、タウン誌その他の地域独自の媒体（＊）  |
| C 間接的な提供・共有         | 民生委員等を通じた情報提供・共有（＊）         |
|                     | 公共交通機関の車内放送・駅・空港等でのアナウンス（＊） |
|                     | 防災行政無線（＊）                   |

（注）（＊）印については、国が情報提供・共有した内容を参考に、地方公共団体において活用することが想定されるもの

出典：政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）

### 【リスク情報の伝え方】

リスク情報は、科学的知見に基づくものであるが、理解しやすい形で分かりやすく伝えるためには、以下のような点に留意することが重要である。

- a 実際のリスク認知は、客観的な要素と主観的な要素を基に、立場等に応じて、総合的に判断される。このため、リスク情報を伝える際には、本人や社会にとって意味があると感じられる、自分を取り得る対策を、併せて伝えることが重要である。その際、推奨される行動等は、実行しやすいよう、可能な限り、具体的で肯定的な伝え方をすることが望ましい。
- b 現時点で分かっていることと不確実なこととの線引きをワンボイスで明確化しつつ、さらに、現在のみならず将来を含めた一貫性を確保するため、情報は現時点におけるものであり、更新され得る旨をあらかじめ付記しておくことや、残っている古い情報に依拠してしまうことによる混乱をできるだけ防ぐため、各種情報には更新時期を明記しておくことも重要である。
- c リスクの有無は程度の問題であることを理解しやすくするため、換算可能な数値や身近にある例を挙げて、イメージしやすいものにする工夫も考えられる。また、統計を示して説明する場合、直感的に分かりやすく、誤解の可能性も低くするため、割合だけでなく分母や実数といった生の数値も示しつつ、視覚化することが望ましい。

出典：政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）

### 1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

市は、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくするため、正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、啓発する。【関係部】

### 1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

- ① 市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、更にSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。【企画部、危機管理担当、保健福祉部】
- ② 感染症に関して科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。【企画部、危機管理担当、保健福祉部、関係部】

### 1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

#### 1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、配慮を必要とする市民等に対し、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。【総務部、企画部、保健福祉部、子ども家庭部、学校教育部】
- ② 市として一体的・整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。【企画部】
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、関係機関や事業所等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。【総務部、保健福祉部、子ども家庭部、学校教育部】
- ④ 市は、国から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意し、感染症対策に必要な情報提供・共有を市民に対して行うことができるよう体制を整備する。【保健福祉部】
- ⑤ 外国人に対しては、大使館や国際交流協会、民間等の協力を得ながら、情報提供を行うことができるよう体制を整備する。【企画部】

#### 1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。【企画部】
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるための準備として、感染症に対する最新情報の共有やBCPに沿った業務の整理を行う。【危機管理担当、関係部】
- ③ 市は、市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等をはじめ、リスクコミュニケーションの取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。【総務部】

【図表 広聴の形態及び方法】

| 形態                 | 方法                              |
|--------------------|---------------------------------|
| A ツール等を通じた意見や関心の聴取 | ホームページへの意見                      |
|                    | ホームページのアクセス分析                   |
|                    | SNS等での発信状況の収集・分析                |
|                    | コールセンターへの質問・意見（＊）               |
|                    | 世論調査（ネット、郵便等による選択肢への回答方式）       |
|                    | 世論調査（対面形式でオープンクエスチョン）           |
|                    | パブリックコメント                       |
| B イベントを通じた意見や関心の聴取 | 公聴会                             |
|                    | シンポジウム                          |
|                    | 車座対話                            |
|                    | ワークショップ                         |
| C 間接的な意見や関心の徴取     | 地方公共団体をはじめとする各種団体からの要望や情報提供・共有等 |

（注）（＊）コールセンターでの応答の基となるQ&Aは、ホームページで公表するなど、利用者の利便性に資するよう運用する。

出典：政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）

## 第2節 初動期

### 【目的】

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有し、理解を求めるとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消に務める。

### 2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、準備期からの取組を継続しつつ迅速にホームページやSNSでの発信等積極的に情報提供・共有を行う。【企画部、関係部】
- ② その際、個人レベルでの対策が感染拡大防止に寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。【企画部】
- ③ 発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて市長コメントを発表するなどし、感染症対策の徹底などを呼び掛ける。【企画部、危機管理担当、保健福祉部、関係部】
- ④ 市は、感染症の発生状況や留意すべき点をまとめた特設サイトの開設を必要に応じて準備する。【企画部、危機管理担当、保健福祉部】

- ⑤ 市は、市の公式ホームページや特設サイトを通して、東京都の報道発表を一元的に管理された「都対策本部報」にリンクを貼るなど、市民、学校、福祉施設、各相談支援機関等への情報提供を行う。【企画部、危機管理担当、保健福祉部、関係部】

## 2-2 双方向のコミュニケーションの実施

市は、準備期の対応を継続しつつ、コールセンターや各種相談窓口等を速やかに設置する。【保健福祉部、関係部】

## 2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 市は、患者や医療従事者及び関係者への偏見をなくすため、市民及び関係機関、事業者等に理解を求める。また、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を市民等に周知する。【企画部、関係部】
- ② 市は、感染症に関して科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。【企画部、総務部、保健福祉部、関係部】

## 第3節 対応期

### 【目的】

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況を踏まえ、その時点から得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消に努める。

### 3-1 基本的方針

#### 3-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、初動期に引き続き、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国や東京都がその時点で把握している科学的知見等に基づく、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。また、初動期に引き続き、関係者への偏見をなくすため、適切な情報発信を行う。その際、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。【企画部、関係部】
- ② 発生段階や政府の緊急事態宣言に応じ、市長コメントを発表するなどし、予防策の徹底などを呼び掛ける。【企画部】
- ③ 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じて、関係部署等の情報を集約の上、総覧できる特設サイトを運営する。【企画部】
- ④ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、市民や関係機関等に情報提供・共有を行う。【企画部】

### 【東京都における新型コロナ対応での具体例】

東京都は、東京 i CDC の知見も活用し、多様な手段による情報発信を実施した。

- 特設ウェブサイトの開設

新型コロナ保健医療情報ポータル、東京都新型コロナウイルス感染症対策サイト（オープンデータ公開）、東京都新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ等

- SNS等の活用

- 動画コンテンツの作成及び配信

- 広報誌への掲載

- パンフレット、ハンドブックや事例集の作成及び配布・発信

都民向け感染予防ハンドブック、新型コロナウイルス感染症自宅療養者向けハンドブック、家族で守ろう10の約束、高齢者施設・障害者施設の感染対策事例集、ワクチンについての知識等をPRするマンガ等

- 感染症予防のチェックリストの作成

学生寮・部活動で集団感染を防ぐためのチェックリスト、若者向けコロナ感染予防チェックリスト等

- 教材の作成及び配布

- note による情報発信

都民意識アンケート調査の結果及び解説、おうちの換気のポイント等

- 東京都新型コロナチャットボットサービスの提供

都庁内にある新型コロナウイルス対策に関する情報を一元的に案内する「東京都新型コロナチャットボットサービス」を提供

出典：都行動計画

### 3-1-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、一方向の情報提供だけでなく、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。【企画部】
- ② 市は、初動期の対応を継続しつつ、コールセンターや各種相談窓口等を継続する。【保健福祉部、関係部】
- ③ 市は、初動期の対応を継続しつつ、各種相談窓口等を継続する。【保健福祉部、関係部】
- ④ 市は、国及び東京都から提供された最新のQ&Aをホームページへ掲載し、市民等が正しい情報を確認できるように努める。【企画部、関係部】

### 3-1-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 市は、患者や医療従事者及び関係者への偏見をなくすため、初動期からの取組を継続し、市民及び関係機関に理解を求める。また、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。【企画部、関係部】
- ② 市は、初動期からの取組を継続し、市民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。【企画部、保健福祉部、関係部】

### 3-2 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

市は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。また、ウイルスに変異があった場合は、以下の対応を繰り返し実施することもあるため、速やかにリスク評価・分析を実施する。【危機管理担当、保健福祉部】

### 3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

- ① 都内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、市は、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、感染症対策の根拠を丁寧に説明する。【企画部、保健福祉部、関係部】
- ② 都民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求められた際には、市は、可能な限り国や東京都から提供される科学的根拠等に基づいた情報を基に分かりやすく説明を行う。【企画部、保健福祉部】

### 3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

#### 3-2-2-1 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

感染拡大防止措置等が見直された際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。【保健福祉部、関係部】

#### 3-2-2-2 子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じた対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、当該対策について、理解・協力を得る。【保健福祉部、子ども家庭部、学校教育部、関係部】

### 3-2-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。順次、広報体制の縮小等を行う。【企画部】

## 第4章 まん延防止

### 【基本理念】

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び地域経済への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、市は東京都と連携して、東京都が国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき行うまん延防止等重点措置や緊急事態宣言等の対策を速やかに取り入れる。

### 第1節 準備期

#### 【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、東京は我が国の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市であり、新型インフルエンザ等が発生し、都民が免疫を獲得していない段階では、都内において感染が急速に拡大し、昭島市民を含む都民生活及び都民の社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、有事において急速な感染拡大による社会的影響を緩和するためのまん延防止対策を実施することが必要であり、その実施について市民や事業者等から協力を得るため、対策の必要性についての理解促進に取り組む。

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。【危機管理担当、保健福祉部】
- ② 市は、新型インフルエンザ等感染症の特徴や近隣地域の感染者情報等を得るための情報連携ツール、手段、ルールについて、連携先となる多摩立川保健所と確認する。【保健福祉部】
- ③ 市は、平時から市民に対して、医師会等の医療関係団体や企業団体、相談支援事業所等と連携しながら、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の正確な知識普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、東京都が設置する相談センター等（以下「相談センター」という。）に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、理解促進を図る。【企画部、危機管理担当、保健福祉部】
- ④ 市は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。【企画部、危機管理担当、保健福祉部、市民部】

- ⑤ 公共交通機関の運行に当たっての留意点等について、国等による調査研究の結果を踏まえ、市民等に周知する。【企画部、都市整備部】

## 第2節 初動期

### 【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。

このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

### 2-1 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。【関係部】
- ② 市は、医師会及び西徳洲会病院と連携し、各医療機関でできる感染症対策を講じた上での患者の受入れ体制の整備を依頼するとともに、感染が疑われる市民の受診に関する留意事項を周知し、感染拡大を最小限に留める。【保健福祉部】
- ③ 市は、増大する問い合わせや相談等の市民等対応に備え、SNSやホームページなど情報発信の準備と、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションが行えるよう対応の準備を行う。【企画部】
- ④ 市は、職員の体調を維持するよう休憩室の確保や対応困難事例の相談先の確保など、環境整備に努める。【総務部、関係部】
- ⑤ 市は、国及び東京都からの科学的知見に基づく情報を迅速に入手するよう努める。【危機管理担当、保健福祉部】

## 第3節 対応期

### 【目的】

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や地域経済への影響も十分考慮する。

また、緊急事態宣言をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や地域経済への影響の軽減を図る。

### 3-1 まん延防止対策の内容

まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、以下のようなものがある。市は、国、東京都及びJ I H Sによる情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況及び都内や市内の感染状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活及び地域経済への影響も十分考慮する。【危機管理担当、保健福祉部】

#### 3-1-1 患者や濃厚接触者への対応

市内の患者や濃厚接触者については、多摩立川保健所が感染状況に応じ、感染症法に基づく対応（患者への入院勧告・措置等、濃厚接触者への外出自粛要請等）を行う。市は、多摩立川保健所の対応内容を把握し、市民からの問い合わせについては混乱を招くことがないように対応（感染者や濃厚接触者に対し、保健所から連絡が来るまで自宅で待機することや、自宅内でのゾーニング等感染症対策を伝えるなど）する。

また、国や東京都の新型インフルエンザ等対策に注視するとともに、自宅から出られな

い患者の病状悪化や濃厚接触者の健康を維持するため、食糧支援等、地域の特性に応じた市としての対策を検討する。【保健福祉部、関係部】

### 3-1-2 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

東京都が発出する外出自粛や感染対策の要請（福祉施設や入院施設の訪問制限、テレワークの推奨等）に合わせ、市は、市民に対し基本的な感染症予防対策をあらゆるツールを活用し周知する。また、東京都の要請に応じ、多くの市民が行動変容を求められる場合がある。このことより生じる強い困惑や不安、長期間の外出自粛等に伴い密接した家族間で起こりやすくなるDVや虐待等に対し、市は各相談窓口の周知や相談支援対応を行う。【保健福祉部】

### 3-1-3 事業者や学校等に対する要請

東京都の要請により、業務に支障が出る事業所への対応として、市は給付金を支給するなど、感染症対策以外の「経済や生活を支える」支援に努める。また、学校においても、教育活動の制限等で生じる子どもの健康課題や環境の課題、感染者に対する誹謗中傷等への対応について対策を講じる。【市民部、学校教育部】

## 3-2 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

### 3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立していないこと、当該感染症に対する免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記「3-1-1 患者や濃厚接触者への対応」に加え、東京都と連携し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人と人との接触機会を減らす等の基本的な感染対策の推進等の対応により、封じ込めを念頭に対策を講ずる。【危機管理担当、保健福祉部】

### 3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、国、東京都及びJ I H Sが行う病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。【危機管理担当、保健福祉部】

#### 3-2-2-1 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記「3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期」と同様に、まん延防止対策を講じる。【危機管理担当、保健福祉部、関係部】

#### 3-2-2-2 病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には、上記「3-1-1 患者や濃厚接触者への対応」を徹底することで感染拡大の防止を目指す。【危機管理担当、保健福祉部、関係部】

#### 3-2-2-3 病原性が低くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記「3-1 まん延防止対策の内容」に挙げた対策を実施しつつ、東京都と相互に連携し、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保する。【保健福祉部、関係部】

#### 3-2-2-4 子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向が高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

また、子どもが感染・重症化しやすい場合については、東京都が上記「3-1-2 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等」で示す要請対応を判断し、学校等での感染拡大の防止につなげる。【保健福祉部、子ども家庭部、教育委員会、関係部】

### 3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発・普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記「3-1 まん延防止対策の内容」に記載した対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記「3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期」に記載した考え方に基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活及び地域経済への影響を勘案しつつ検討を行う。【危機管理担当、保健福祉部、関係部】

### 3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、東京都がこれまでに実施したまん延防止対策の評価を踏まえ、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。【危機管理担当、保健福祉部、関係部】

## 第5章 ワクチン

### 【基本理念】

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法についての準備に努める。また、ワクチンの接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

### 第1節 準備期

#### 【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活や地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国や東京都の方針を踏まえ、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

#### 1-1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の図表を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

【図表 予防接種に必要な可能性のある資材】

| 【準備品】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 【医師・看護師用物品】                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿<br><input type="checkbox"/> トレイ<br><input type="checkbox"/> 体温計<br><input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器<br><input type="checkbox"/> 手指消毒剤<br><input type="checkbox"/> 救急用品<br>※接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。<br>代表的な物品を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧計等</li> <li>・ 静脈路確保用品</li> <li>・ 輸液セット</li> <li>・ 生理食塩水</li> <li>・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液</li> </ul> | <input type="checkbox"/> マスク<br><input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）<br><input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子<br><input type="checkbox"/> 膿盆<br><input type="checkbox"/> 聴診器<br><input type="checkbox"/> ペンライト                                          |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 【文房具類】                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒）<br><input type="checkbox"/> 日付印<br><input type="checkbox"/> スタンプ台<br><input type="checkbox"/> はさみ                                                                                                                |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 【会場設営物品】                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <input type="checkbox"/> 机<br><input type="checkbox"/> 椅子<br><input type="checkbox"/> スクリーン<br><input type="checkbox"/> 延長コード<br><input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤<br><input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫<br><input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 |

## 1-2 ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。【保健福祉部】

## 1-3 接種体制の構築

### 1-3-1 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。【保健福祉部】

### 1-3-2 特定接種

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、市は、国からの要請を受けた際に、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。【保健福祉部】

② 市は、特定接種の対象となり得る市職員について把握し、国に人数を報告する。【保健福祉部】

### 1-3-3 住民接種

平時から以下の①から④までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

① 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。【保健福祉部】

ア 市は、国及び東京都の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、接種体制について検討を行う。

なお、検討に当たっては、以下に列挙する、接種体制の構築に必要な事項や、医師会等との連携体制を明確にしておく。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施することができるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数の把握
- ii 市の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、市所管施設、学校、民間施設等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、東京都及び他自治体間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の策定

イ 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計する等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設の入所者など、接種会場での接種が困難な者への接種体制を検討する。

【図表 接種対象者の試算方法の考え方】

| 区 分           | 住民接種対象者試算方法            |    | 備考                      |
|---------------|------------------------|----|-------------------------|
| 総人口           | 人口統計（総人口）              | A  |                         |
| 基礎疾患のある者      | 対象地域の人口の7%             | B  |                         |
| 妊婦            | 母子健康手帳届出数              | C  |                         |
| 幼児            | 人口統計（1歳～6歳未満）          | D  |                         |
| 乳児            | 人口統計（1歳未満）             | E1 |                         |
| 乳児保護者(※)      | 人口統計（1歳未満）×2           | E2 | 乳児の両親として、対象人口の2倍に相当     |
| 小学生・中学生・高校生相当 | 人口統計（6歳～18歳未満）         | F  |                         |
| 高齢者           | 人口統計（65歳以上）            | G  |                         |
| 成人            | 対処地域の人口統計から上記の人数を除いた人数 | H  | $A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$ |

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

ウ 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団接種又は個別接種）や会場の数、開設時間の設定等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に接種対象者を1か所に集めて実施する集団接種においては、多くの医療従事者が必要になることを踏まえつつ、市は、医師会等との協力の下、接種体制の構築を図る。

エ 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付、待合、問診、接種、経過観察、応急処置、ワクチンの保管及び調剤（調製）のそれぞれに必要な場所や人員について検討する。その際は、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。

なお、上記の内容や医師及び看護師の配置については、医師会等又はイベントの企画・運営関係事業者と委託契約を締結し、医師会又は当該事業者が運営を行うことを検討する。

- ② 市は、円滑な接種の実施のため、集合契約システム等を活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の自治体等における接種を可能にするよう取組を進める。

【保健福祉部】

- ③ 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。【保健福祉部】

## 1-4 情報提供・共有

### 1-4-1 住民への対応

WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期的予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。【保健福祉部】

#### 1-4-2 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を東京都と連携し行う。【保健福祉部】

#### 1-4-3 保健福祉部以外の分野との連携

健康課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び保健衛生所管課以外の分野、具体的には産業活性課、介護福祉課、障害福祉課等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、健康課は、教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。【保健福祉部、関係部】

#### 1-5 DXの推進

- ① 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。【保健福祉部、関係部】
- ② 市は、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。【保健福祉部】
- ③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。【保健福祉部】

## 第2節 初動期

### 【目的】

市は、東京都と連携して、準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型コロナウイルス等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、迅速な予防接種へとつなげる。

### 2-1 接種体制

#### 2-1-1 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。【保健福祉部】

#### 2-1-2 ワクチンの接種に必要な資材

市は、第5章第1節1-1図表において必要と判断した資材について、適切に確保し準備する。【保健福祉部】

### 2-2 接種体制

#### 2-2-1 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。【保健福祉部】

#### 2-2-2 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。【保健福祉部】
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。【保健福祉部、関係部】
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、必要な人員の確保及び配置を行う。接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。【保健福祉部】
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。【保健福祉部】
- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣自治体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。また、東京都が大規模接種会場を設けたときは、積極的な活用に努める。【保健福祉部】
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は東京都の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。【保健福祉部】
- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。【保健福祉部】
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を確保する。【保健福祉部】
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品が必要であること

から、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議する。【保健福祉部】

- ⑩ 物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。【保健福祉部】
- ⑪ 重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送が可能となるよう、従事者の役割を確認し、搬送先の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と連携する。【保健福祉部】
- ⑫ 接種会場での具体的な必要物品として、以下のようなものを確保する。確保に当たっては、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数を検討する。【保健福祉部】

【図表 接種会場において必要と想定される物品】

| 【準備品】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 【医師・看護師用物品】                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿<br><input type="checkbox"/> トレイ<br><input type="checkbox"/> 体温計<br><input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器<br><input type="checkbox"/> 手指消毒剤<br><input type="checkbox"/> 救急用品<br>※接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。<br>代表的な物品を以下に示す。<br>・血圧計等<br>・静脈路確保用品<br>・輸液セット<br>・生理食塩水<br>・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 | <input type="checkbox"/> マスク<br><input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）<br><input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子<br><input type="checkbox"/> 膿盆<br><input type="checkbox"/> 聴診器<br><input type="checkbox"/> ペンライト                                          |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 【文房具類】                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒）<br><input type="checkbox"/> 日付印<br><input type="checkbox"/> スタンプ台<br><input type="checkbox"/> はさみ                                                                                                                |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 【会場設営物品】                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> 机<br><input type="checkbox"/> 椅子<br><input type="checkbox"/> スクリーン<br><input type="checkbox"/> 延長コード<br><input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤<br><input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫<br><input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 |

- ⑬ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。【保健福祉部】
- ⑭ 感染予防の観点から、接種経路の設定に配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能となるよう準備を行う。【保健福祉部】

### 第3節 対応期

#### 【目的】

市は、東京都と連携して、あらかじめ準備期に計画したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の調整を行い、対象者への接種が市内全体で速やかに進むよう取り組む。さらに、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

#### 3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第5章1-2を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。【保健福祉部】
- ② 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、各市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。【保健福祉部】
- ③ 市は、管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。【保健福祉部】
- ④ 市は、供給の滞りや偏在等について、東京都を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。【保健福祉部】

#### 3-2 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。【保健福祉部】

##### 3-2-1 特定接種

##### 3-2-1-1 市職員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。【保健福祉部】

##### 3-2-2 住民接種

##### 3-2-2-1 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。【保健福祉部】
- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。【保健福祉部、関係部】
- ③ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。【保健福祉部】
- ④ 市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。【保健福祉部】
- ⑤ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護福祉課、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。【保健福祉部】

### 3-2-2-2 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。【保健福祉部】
- ② 市が行う接種勧奨については、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知する。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。【保健福祉部、関係部】

### 3-2-2-3 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて市保有施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。【保健福祉部】

### 3-2-2-4 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。【保健福祉部】

## 3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、健康被害調査委員会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付を行う。【保健福祉部】
- ② 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。【保健福祉部】

## 3-4 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。【保健福祉部】
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。【保健福祉部】
- ③ パンデミック時において、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。【保健福祉部】

### 3-4-1 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。【保健福祉部】

### 3-4-2 住民接種に係る対応

特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであることから、市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。【保健福祉部】

## 第6章 医療

### 【基本理念】

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ人々の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療提供体制の確保は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、市民生活や地域経済への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、東京都は、平時から、予防計画及び医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。

市は、東京都が整備する体制を踏まえ、平時から地域の実情に応じた医療体制を整備する。感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、東京都と連携して感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応し、市民の生命及び健康を保護する。

### 第1節 準備期

#### 【目的】

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえ、東京都は平時より予防計画及び医療計画に基づき医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。

また、東京都は、有事に医療機関等が適切に医療を提供できるよう、平時から医療機関等を中心とした訓練や研修の実施、東京都感染症対策連携協議会等で災害時の医療体制を構築されるよう支援を行う。

市は東京都の実施する研修、訓練、会議に医療機関とともに参加し、災害時の医療体制の構築について医師会や医療機関と協議し、災害時医療体制の整備に努める

#### 1-1 基本的な医療提供体制

市は、有事における医療提供体制について平時から多摩立川保健所との情報交換により把握に努め、医師会や医療機関と協力し、感染症危機における感染症医療及び通常医療の提供体制を整備する。【保健福祉部】

#### 1-2 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

市は、平時より多摩立川保健所と連携し、東京都の医療提供体制の把握に努めるとともに、医師会や医療機関と連携し、市内での検査対応や発熱外来等医療提供体制を整備する。【保健福祉部】

#### 1-3 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

市は、東京都が実施する研修・訓練に医療従事者や市職員の参加を求められた場合は、医療機関の参加を促しつつ、市職員も積極的に参加し、感染症への知識、感染症対策の技術の構築に努める。【保健福祉部】

#### 1-4 新型インフルエンザ等の発生時のためのDX 推進

市は、市民からの医療に関する問い合わせや相談対応に備え、医療機関調整を行う多摩立川保健所との情報連絡ツールとして電子クロノロ等のシステムを活用する。【保健福祉部】

### 1-5 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保

市は、特に配慮が必要な患者からの医療に関する問い合わせや相談に備え、医療機関調整を行う多摩立川保健所等と平時より連携し、有事の際の市民対応について確認しておく。【保健福祉部】

## 第2節 初動期

### 【目的】

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から市民の生命及び健康を保護するため、適切な医療提供体制を確保する。

東京都は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前より、国等から得られた感染症に係る情報を踏まえ、必要な医療を提供する体制の確保を図る。また、国等から提供・共有された情報や要請を基に、多摩立川保健所や医療機関等と連携し、相談・受診から入院までの流れを迅速に整備する。さらに、東京都は、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、管内の医療機関や都民等に対して、感染したおそれのある者については感染症指定医療機関等を案内する相談センター等の相談先や受診の手順等を分かりやすく示すなど、都民が円滑に適切な医療を受けるための情報提供や方針提示を行う。

市は東京都や保健所の医療機関調整が迅速に進むよう、多摩立川保健所との連携方法について事前に確認した通りの方法を守り、東京都や多摩立川保健所が発信する情報から適切な市民対応を行う。

### 2-1 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

市は、準備期の取組を継続しつつ、東京都や多摩立川保健所から提供される、国やJ I H Sから提供された新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等について情報を必要とする関係機関等に共有する。【保健福祉部】

### 2-2 医療提供体制の確保等

- ① 市は、東京都と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について住民等に周知する。【保健福祉部】
- ② 市は、東京都が整備した検査体制について情報を得て、必要に応じ市民への相談対応への活用及び特設サイト、市ホームページ等で周知を行う。【保健福祉部】

### 2-3 相談センターの周知

市は、東京都が発生源・地域からの帰国者等や有症状者、不安な方や受診先の案内が必要な方、症例定義に該当する有症状者等に対する感染症指定医療機関等を案内する相談センターを設置した際は速やかに、市民に周知する。また、多摩立川保健所と連携し、相談センターと市の相談窓口の連携について随時調整する。【保健福祉部】

### 第3節 対応期

#### 【目的】

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、市は、初動期に引き続き、東京都及び多摩立川保健所から提供・共有された新型インフルエンザ等に係る情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう、効率的に多摩立川保健所や医師会、各医療機関と連携し、市民に対し必要な情報提供を行うとともに相談対応を継続する。

#### 3-1 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

##### 3-1-1 東京都による総合調整・指示

- ① 東京都は、国及びJ I H Sから提供された情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、症状に応じて医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等に患者の振り分けを行う。【保健福祉部】
- ② 市は、保健所での入院調整が円滑に行われるよう、準備期から引き続き多摩立川保健所との連携のもと、市民への周知や相談対応を行う。【保健福祉部】

##### 3-1-2 適切な医療提供体制の構築に向けた対応

###### 3-1-2-1 医療機関等における体制強化等

市は、多摩立川保健所と連携し、東京都が整備した医療体制を随時把握し、市民への相談対応に活用及び市民への周知を行う。【保健福祉部】

###### 3-1-2-2 適切な医療受診に向けた市民等への呼び掛け等

- ① 市は、多摩立川保健所と協力し、地域の医療提供体制に関する情報や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等、医療機関への受診方法等について市民等に周知する。【保健福祉部】
- ② 市は、市民等に対し、症状が軽微な場合における救急車の利用を控える等、救急車の適時・適切な利用について周知する。【保健福祉部】

##### 3-2 時期に応じた医療提供体制の構築

市は、東京都が感染状況に応じ整備する医療提供体制を随時把握し、市民に対し発熱時や発熱以外の症状についての医療機関のかかり方について周知する。また、東京都の予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合においては、国及び東京都の判断に注視し、市民等が冷静な行動をとれるよう、必要な情報を随時周知する。【保健福祉部】

## 第7章 保健

### 【基本理念】

効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、東京都は検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から、市民対応まで重要な役割を担う。

市は東京都や保健所、医師会、関係機関等と連携し、感染拡大の防止や、健康被害を最小に留めるよう、対応に努める。また、感染症への不安や生活様式の変更を求められることによるストレスや経済問題、家族問題等潜在的な課題が顕在化し様々な相談対応の急増が想定される。

このため、平時から準備した人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行って地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

### 第1節 準備期

#### 【目的】

新型インフルエンザ等が発生した場合、市は保健所と緊密に連携し、まん延防止や市民の命、生活を守るための様々な対応を迅速に行う必要がある。そのため、感染症サーベイランス等の感染症の発生情報や医療の提供状況等の情報を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機管理に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人財の中長期的な育成、外部人財の活用も含めた必要な人財の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行う。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

#### 1-1 人材の確保

市は、流行開始（新型インフルエンザ等の発生等の公表）以降に想定される業務量に対応するため、業務が増加する部署への会計年度任用職員の雇用や職員の応援体制を構築する。【総務部、保健福祉部】

#### 1-2 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 市は、感染症有事体制として業務量が増大する部署への会計年度任用職員及び応援職員等の人員確保数を毎年確認する。【総務部、保健福祉部】
- ② 市は、多摩立川保健所及び医師会と緊密に連携し、東京都の検査体制が不足する場合に備え、検査体制を点検する。【保健福祉部】
- ③ 市は、業務継続計画を整理するとともに、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。【総務部、保健福祉部】

#### 1-3 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

##### 1-3-1 研修・訓練の実施

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や東京都の研修等を積極的に活用し、感染症有事に携わる人財の育成に努める。また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。【保健福祉部】
- ② 市は、有事に速やかに体制を移行するため、感染症危機管理部署に限らない部署横断的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。【危機管理担当、保健福祉部、関係部】

### 1-3-2 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から多摩立川保健所や医師会、市内の福祉事業所や施設、相談支援機関等と意見交換や必要な調整等を通じ、具体的な連携方法の確認や試行を行い体制の強化を図る。

また、東京都や多摩立川保健所との情報連携体制を平時から整備するとともに、その情報を整理し、市民や関係機関に提供する方法を整備する。

さらに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況により、病床や宿泊療養施設等が逼迫し、自宅療養となる患者が増加した場合、食事の提供等自宅療養者が安心して療養できる体制を整備するとともに、市民や関係機関に対し平時からの備えについて周知を図る。【保健福祉部】

### 1-4 地域での情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、国や東京都、多摩立川保健所等から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンターや各種相談窓口等の設置等、市民からの相談体制やリスクコミュニケーションの在り方等についてあらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。【保健福祉部】
- ② 市は、感染症情報の共有に当たり、市民等と双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報を把握し、更なる情報提供・共有方法等を整理する。【保健福祉部】
- ③ 市は、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではないことや、法的責任を伴い得ることを周知啓発する。【保健福祉部、関係部】
- ④ 市は、慢性疾患患者の感染症流行時の受診の方法について平時から主治医と話し合っておくこと等について啓発する。【保健福祉部】
- ⑤ 市は、東京都や多摩立川保健所、他市区町村と連携し、情報共有に当たって配慮が必要な方に対しても、適時適切に対応できるよう、平時から情報を点検する。【保健福祉部】

## 第2節 初動期

### 【目的】

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。市は業務継続計画に基づき有事体制への移行準備を進め、必要に応じて市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等感染症の発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。また、市民に対しても新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の市内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

### 2-1 有事体制への移行準備

- ① 市は、国や東京都の動きを適時把握し、新型インフルエンザ等感染症の発生等の公表後に備え、対策本部の設置準備を行う。【危機管理担当、保健福祉部】
- ② 市は、有事体制として業務量が増大する部署へ職員等の人員を、準備期に確認した計画に沿って配置する。【総務部、保健福祉部】
- ③ 市は、有事の体制として、業務継続計画に沿って業務の整理を行う。【関係部】
- ④ 市は、東京都の検査体制の動向を把握し、不足が予測される場合は、多摩立川保健所及び医師会と緊密に連携し、市における検査体制の具体的な準備を行う。【保健福祉部】
- ⑤ 市は、特に感染症対策を講じる必要性の高い部署及び機関に、消毒液やマスク、ガウン

等の衛生物資の供給の準備をするとともに、物資の不足に備え、調達の準備を行う。【保健福祉部】

- ⑥ 市は、感染の状況や陽性者への医療提供体制及び療養施設の設置体制等の動向に注視し、自宅療養患者が発生する場合を見据えて、食糧支援等自宅療養体制の具体的な準備を行う。【保健福祉部】

## 2-2 市民等への情報提供・共有の開始

- ① 市は、東京都や多摩立川保健所と緊密に連携し、新型インフルエンザ感染症等発生国・地域からの帰国者や有症状者に対して、必要に応じて感染症指定医療機関への受診につながるようコールセンターや各種相談窓口を周知する。【保健福祉部】
- ② 市は、東京都や多摩立川保健所と連携し、国や東京都が設置した情報提供・共有のためのホームページやQ & A、住民向けのコールセンターや各種相談窓口等を通じて、市民に対し速やかに情報提供を行うとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。【保健福祉部】
- ③ 市は、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではないことや、法的責任を伴い得ることを周知啓発する。【関係部】
- ④ 市は、慢性疾患患者へ、主治医の治療方針に沿って処方薬の服用等必要な医療を受けるよう周知啓発する。【保健福祉部】
- ⑤ 市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等にも必要な情報が届くよう、やさしい日本語を用いた案内や翻訳・音訳サイトを周知する。【関係部】

## 第3節 対応期

### 【目的】

新型インフルエンザ等の発生時は、科学的知見による情報が乏しく、偽・誤情報を含む様々な情報に溢れ、市民の不安が増大する傾向にある。それにより、個人でできる感染対策としての衛生用品や、外出を控える対応として食料品や生活用品の買い占めなどから、市場の混乱を招き、物資が不足するなど、さらに不安や苛立ちが募りやすくなる。市民等が冷静に判断、行動できるよう、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるように努める。

### 3-1 新型インフルエンザ等感染症有事体制への移行

- ① 市は、新型インフルエンザ等感染症有事体制を確立し、庁内及び関係機関と事前に決めた方法で連携する。【関係部】
- ② 市は、陽性者に係る情報の収集を行うとともに、医療機関や福祉サービス機関等と連携し必要な感染症対策を講じる等保健活動を行う。【保健福祉部】

### 3-2 感染症対応業務の実施

市は、災害予防計画、危機管理計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、以下「3-2-1」から「3-2-4」までに記載する感染症対策業務を実施する。【関係部】

### 3-2-1 感染症相談窓口の周知及び一般相談対応

市は、東京都が設置する新型インフルエンザ等感染症に対応する相談窓口の周知を行うほか、有症状者等感染したおそれのある者については、東京都や保健所の対応方針に基づき、多摩立川保健所やPCR検査機関への橋渡しや発熱外来への受診勧奨を行うほか、自宅待機中の同居家族等への感染防止対応等の相談に対応する。また、感染症対応期に生じる健康や生活に関する様々な不安や困難を訴える市民への相談対応を各担当部署において実施する。【保健福祉部】

### 3-2-2 検査体制の判断

市は、東京都の検査体制と有症状者数の状況から、市内での検査体制について医師会と連携し判断・対応する。【保健福祉部】

#### 【昭島市PCR検査センター設置の具体例】

国や東京都が定めた検査対象者から外れた市民（濃厚接触者にならなかった方）の方からの検査要望が強くあり、市独自のPCR検査を実施することとなりました。昭島市域内でPCR検査を実施する場合、医療機関からは病院内での感染対策を講じることが困難との声が多くあり、旧拝島第四小学校の校庭と体育館を活用してPCR検査センターを設置し、ドライブスルー形式で体育館の東側でPCR検査を実施しました。

PCR検査を行う医師は、医師会より派遣していただくこととし、事前にガウンテクニックと検査手技の研修を行いました。看護師については人材派遣会社と契約し配置しました。

また、PCR検査の実施時間は、12時から14時までとし、1日当たり4人程度を事前予約制で行いました。

#### 【課題】

国や東京都が示した検査基準から外れた市民が対象者となったため、市の検査で陽性と判定される方は少ない状況でした。

また、検査対象者のうち自家用車がない方は、当時はタクシー等を利用することが難しい時期であったため、市が用意した車両で送迎を行いましたが、2時間で4人程度しか検査することができず効率性を欠きました。

数か月後に市場にて検査キットが手に入るようになると、徐々に検査センターの利用はなくなりました。

### 3-2-3 自宅療養者及び濃厚接触者への健康観察及び生活支援

- ① 市は、都が実施する健康観察に協力する。【保健福祉部】
- ② 市は、必要に応じ、患者や濃厚接触者に対し、食料の提供、日常生活を営むために必要なサービスの提供、パルスオキシメーター等の物品の貸与等に努める。【保健福祉部】

### 3-2-4 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

- ① 市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、わかりやすく情報提供・共有を行う。【関係部】
- ② 市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。【関係部】

## 第8章 物資

### 【基本理念】

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足や流通の乱れ等により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

市は、市行動計画に基づき、感染症対策物資等の備蓄を進める。

### 第1節 準備期

#### 【目的】

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資を確保することができるようにする。

#### 1-1 感染症対策物資等の備蓄

市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等（図表）を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【危機管理担当、保健福祉部、関係部】

【図表 感染症対策物資の例】

| 【備蓄品】                             |                                 |                                  |
|-----------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> つなぎ型防護服  | <input type="checkbox"/> ガウン    | <input type="checkbox"/> キャップ    |
| <input type="checkbox"/> フェイスシールド | <input type="checkbox"/> ゴーグル   | <input type="checkbox"/> N95 マスク |
| <input type="checkbox"/> ニトリル手袋   | <input type="checkbox"/> シューカバー | <input type="checkbox"/> 消毒薬     |

#### 1-2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄

市内の医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置を勧奨する。また、市内の社会福祉施設に対しても、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄・配置を勧奨する。【保健福祉部】

#### 1-3 市民における物資等の備蓄

市は、事業者や市民に対し、感染症対策物資・食料品・生活必需品等の備蓄を推奨し、初動期における自助の重要性を啓発する。【危機管理担当、保健福祉部】

※検査物資などその他の備蓄については、各対策項目参照

## 第9章 市民生活及び地域経済の安定の確保

### 【基本理念】

新型インフルエンザの発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、国や東京都と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを推奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び地域経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

### 第1節 準備期

#### 【目的】

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い必要な準備を行うことを推奨する。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び地域経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

#### 1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。【危機管理担当、保健福祉部、関係部】

#### 1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象者に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。【総務部、市民部、保健福祉部、子ども家庭部、関係部】

#### 1-3 物資及び資材の備蓄

- ① 市は、市行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【危機管理担当、保健福祉部、関係部】

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。【危機管理担当、保健福祉部】

#### 1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害のある人等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護支援等）、搬送、死亡時の対応等について、東京都や関係機関と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決める。【保健福祉部、関係部】

## 1-5 火葬体制の構築

市は、東京都の火葬体制を踏まえ、適切に火葬を実施することができるよう関係機関との調整を行う。【市民部】

## 第2節 初動期

### 【目的】

新型インフルエンザ等の発生に備え、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置等により市民生活及び社会経済活動の継続に必要な咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策の推奨や、事業者に対しては当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底の要請、また、国の情報や発生状況、市の対応を説明し、各事業者に感染拡大防止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知するなど速やかに対応を行い、市民生活及び地域経済の安定を確保する。

### 2-1 遺体の火葬・安置

市は、東京都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に至った場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。【市民部】

## 第3節 対応期

### 【目的】

準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、市民・事業者等への必要な支援及び対策を行うことにより、市民生活及び地域経済の安定の確保に努める。

### 3-1 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

#### 3-1-1 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じる得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。【保健福祉部、子ども家庭部、学校教育部、関係部】

#### 3-1-2 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害のある人等の要配慮者等に必要な生活支援（見回り、介護支援等）、搬送、死亡時の対応等を行う。【保健福祉部、関係部】

#### 3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休校の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。【学校教育部】

#### 3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【市民部】

- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【市民部】
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。【市民部】
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。【市民部】

### 3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、東京都を通じての国からの要請を受けて、火葬場（立川・昭島・国立聖苑組合）の管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。【市民部】
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。【市民部】
- ③ 市は、東京都の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市区町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。【市民部】
- ④ 市は、東京都を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。【市民部】
- ⑤ 併せて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。【総務部、市民部】
- ⑥ 市は、万が一臨時遺体安置所の収容能力を超える事態となった場合には、早急に臨時遺体安置所の拡充について措置を講ずるとともに、東京都を通じて火葬場の火葬能力に係る最新情報を収集し、円滑に火葬が行われるように努める。【市民部】
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難かつ公衆衛生上の危害の発生を防止するため、特に緊急の必要があると認められるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間において埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられることとなっていることを踏まえ、市は当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。【市民部】

## 3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### 3-2-1 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。【関係部】

### 3-2-2 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、上水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。【水道部】

## 第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

### 第1章 市における危機管理体制

#### 1 新型インフルエンザ等対策にかかる体制整備

市では、新型インフルエンザ等の対策を総合的に推進するため、「昭島市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年昭島市条例第6号）」及び「昭島市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成28年昭島市規則第1号）」を制定し、全庁をあげた実施体制を整備し、全庁一丸となった初動体制を立ち上げる。

平時においては、必要に応じて全庁横断的な新型インフルエンザ等の市庁内対策会議を開催し、情報共有や今後の方針など、新型インフルエンザ等の発生に備える。

#### 2 市の初動対応

市は、新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、国や東京都、関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集し、事態を的確に把握する。市は、市民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、市庁内対策会議を設置し、新型インフルエンザ等の発生に備えた情報共有や総合的な対策について検討する。

さらに、特措法の規定による政府対策本部及び都対策本部が設置されたときは、市においても「市対策本部」を設置し、情報収集及び感染拡大時の対応の進めるとともに、関係部局に対し必要な対策を講ずるよう指示する。

なお、政府対策本部による「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合、本部の位置付けを特措法に基づく「市対策本部」に移行する。

##### 【市対策本部の設置基準】

| 状況                |                             | 体制                                                                          |
|-------------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 平時（未発生時）          |                             | 市庁内対策会議を設置（新型インフルエンザ等感染症の発生時における市民の健康被害及び市全体の社会機能・経済活動の低下を防止するための総合的な対策を検討） |
| 新型インフルエンザ等感染症の発生時 | 特措法により政府対策本部及び都対策本部が設置された場合 | 市対策本部を設置（特措法に基づかない任意設置）                                                     |
|                   | 緊急事態宣言が国から発せられた場合           | 市対策本部を設置（特措法に基づき設置）                                                         |

#### 3 市対策本部等の構成

##### （1）組織及び職員

- ① 本部長は、市長をもって充て、本部の事務を総括する。
- ② 副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ③ 本部長の職務を代理する副市長及び教育長の順序は、副市長、教育長の順とする。
- ④ 本部員は、本部を構成する部の部長、担当部長、昭島市消防団長及び昭島消防署長が指名する消防吏員とする。
- ⑤ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、市職員のうちから必要な職員を置くことができ、本部長が任命する。

(2) 部の設置

- ① 本部に対策部を置く（分掌は。市対策本部各対策部の分掌事務P52～P53のとおり）。
- ② 部の分掌事務は、「4 市対策本部各対策本部の分掌事務」のとおりとする。

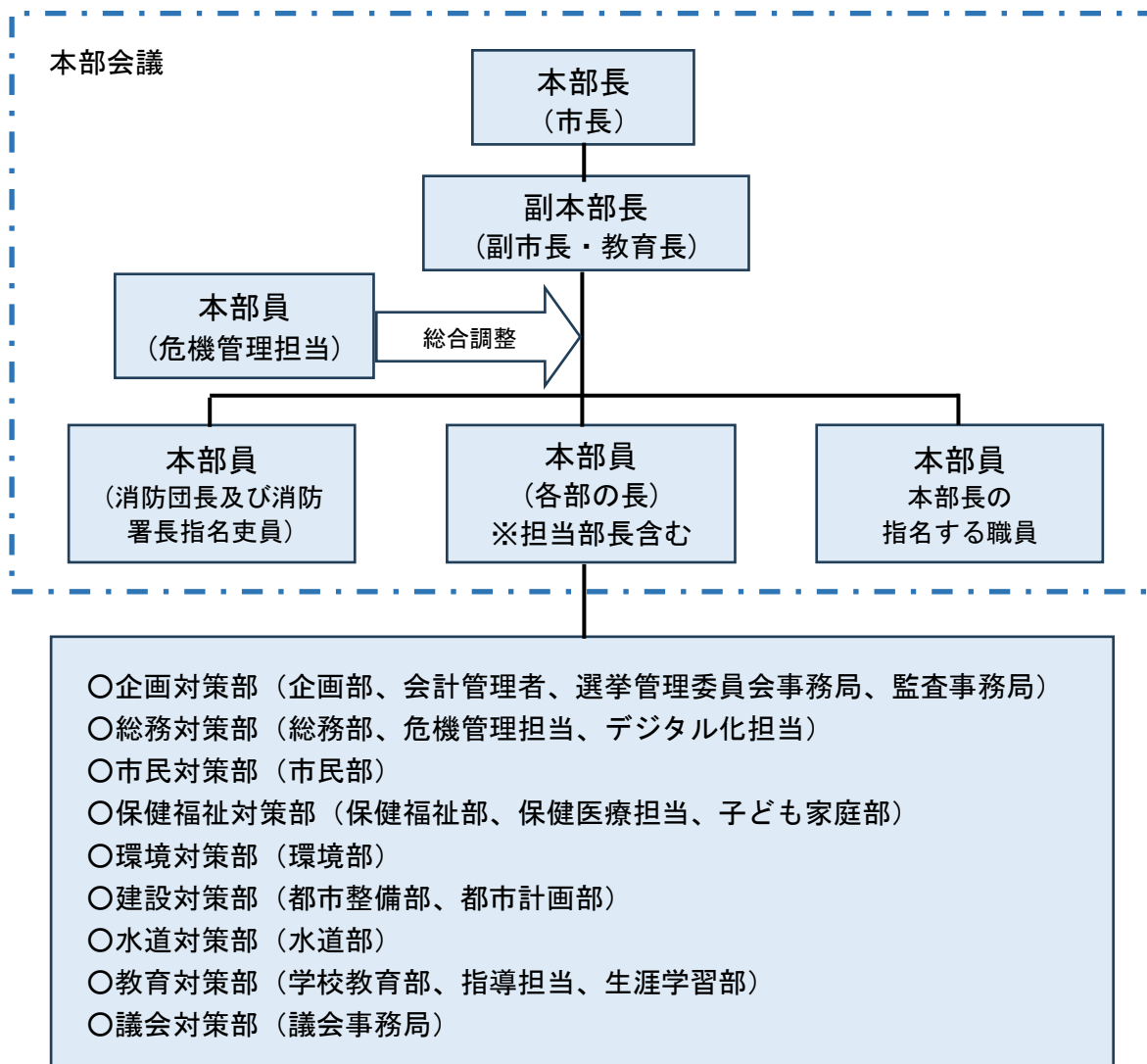
(3) 市対策本部会議

- ① 本部長は、必要に応じ本部の会議を招集する。
- ② 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部の会議に出席させることができる。

(4) 市庁内対策会議

- ① 日本国外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認されたときは、政府対策本部や都対策本部が設置されていない場合であっても、必要に応じ、市庁内対策会議を開催し、情報の共有を図るとともに、対策の準備に当たるものとする。
- ② 市庁内対策会議の委員長は副市長をもって充て、副委員長は教育長をもって充てる。
- ③ 委員は、部の部長、担当部長をもって充てる。

【市対策本部の構成】



#### 4 市対策本部各対策部の分掌事務

| 部の名称                                                  | 分掌事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企画対策部<br>(企画部、会計<br>管理者、選挙管<br>理委員会事務<br>局、監査事務<br>局) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 報道機関への対応に関する事。</li> <li>2 広報やホームページなど情報提供に関する事。</li> <li>3 情報の収集、伝達及び処理に関する事。</li> <li>4 新型インフルエンザ等の対策の総合調整に関する事。</li> <li>5 国、東京都等との連絡調整(保健医療分野を除く。)に関する事。</li> <li>6 緊急時の新型インフルエンザ等対策の予算措置に関する事。</li> <li>7 対策に必要な支払資金の把握及び確保に関する事。</li> <li>8 対策に必要な現金の出納に関する事。</li> <li>9 選挙実施時における感染予防に関する事。</li> <li>10 他部署の応援に関する事。</li> </ol>                                                                                                                                                               |
| 総務対策部<br>(総務部、危機<br>管理担当、デジ<br>タル化担当)                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁内対策会議及び市対策本部の設置並びに運営に関する事。</li> <li>2 情報の収集及び提供に関する事。</li> <li>3 国、東京都、他自治体等との連携に関する事。</li> <li>4 相談体制の整備、調整及び運営に関する事。</li> <li>5 社会活動及び事業活動の自粛要請等に関する事。</li> <li>6 市職員の感染予防及び業務継続体制の確保に関する事。</li> <li>7 市職員の予防接種(特定接種に限る。)の実施に関する事。</li> <li>8 基幹情報システムの維持管理に関する事。</li> <li>9 庁舎等所管する施設の感染予防及び感染防止対策に関する事。</li> <li>10 庁舎の入庁管理に関する事。</li> <li>11 集中管理車両等の調達に関する事。</li> <li>12 他部署の応援に関する事。</li> </ol>                                                                                             |
| 市民対策部<br>(市民部)                                        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 戸籍など届出窓口の確保に関する事。</li> <li>2 遺体の取扱い及び埋葬法関連等に関する事。</li> <li>3 地域経済の安定確保に関する事。</li> <li>4 自治会等の関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>5 市内企業、農業団体等との連絡調整に関する事。</li> <li>6 所管する施設の感染予防及び感染防止対策に関する事。</li> <li>7 他部署の応援に関する事。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 保健福祉対策<br>部<br>(保健福祉部、<br>保健医療担当、<br>子ども家庭部)          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等の発生状況の把握及び対応方針に関する事。</li> <li>2 感染予防策の広報に関する事(企画対策部との連携による。)</li> <li>3 市内の医療機関及び関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>4 新型インフルエンザ等市民相談センターの設置、運営に関する事。</li> <li>5 総合相談窓口(コールセンター)の設置、運営に関する事。</li> <li>6 医療の提供体制の確保及び医療等の実施の要請等に関する事。</li> <li>7 新型インフルエンザ等ウイルスの検査に関する事。</li> <li>8 市民への予防接種の実施に関する事。</li> <li>9 抗インフルエンザウイルス薬等医薬品の確保等に関する事。</li> <li>10 国、東京都等との連絡調整(保健医療分野に限る。)に関する事。</li> <li>11 高齢者及び障害のある人等の要配慮者等の支援に関する事。</li> <li>12 所管する施設(教育・保育施設、学童クラブ等を含む。)の感染予防及び感染防止対策に関する事。</li> </ol> |

|                            |                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                            | 13 社会福祉施設等における感染予防及び感染防止対策に関すること。<br>14 他部署の応援に関すること。                                                                                                                              |
| 環境対策部<br>(環境部)             | 1 消毒等防疫対策の協力に関すること。<br>2 ごみの排出抑制に関すること。<br>3 ごみの収集に関すること。<br>4 清掃施設の運営及び維持に関すること。<br>5 所管する施設の感染予防及び感染防止対策に関すること。<br>6 他部署の応援に関すること。                                               |
| 建設対策部<br>(都市整備部、<br>都市計画部) | 1 市が施工する都市整備事業等に係る工事の施工管理に関すること。<br>2 道路、公園及び河川の維持管理に関すること<br>3 交通機能の維持に関すること。<br>4 公共交通機関への注意喚起に関すること。<br>5 下水道施設の維持に関すること。<br>6 他部署の応援に関すること。                                    |
| 水道対策部<br>(水道部)             | 1 水道水の安定供給に関すること。<br>2 水道施設の維持に関すること。<br>3 所管する施設の感染予防及び感染防止対策に関すること。<br>4 他部署の応援に関すること。                                                                                           |
| 教育対策部<br>(学校教育部、<br>生涯学習部) | 3 市立小・中学校の感染予防及び感染防止対策に関すること。<br>1 市立小・中学校の感染状況の把握に関すること。<br>2 市立小・中学校の休校措置に関すること。<br>4 学校給食の調理及び配送並びに学校給食施設の感染予防及び感染防止対策に関すること<br>5 所管する施設の感染予防及び感染防止対策に関すること。<br>6 他部署の応援に関すること。 |
| 議会対策部<br>(議会事務局)           | 1 市議会との連絡調整に関すること。<br>2 他部署の応援に関すること。                                                                                                                                              |

※ ( ) 内は、平時の市の組織を示す。

## 第2章 市政機能の維持

### 1 業務区分の考え方

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も想定される。このため、市の業務を、新型インフルエンザ等発生に際しての「新たに発生する業務」と「通常業務」に整理する。

また、通常業務を「継続業務」、「縮小業務」、「休止業務」に区分する。区分の考え方は、市民の生命を守り、都市機能を維持することに直接関わるライフライン業務などの継続する業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

【業務区分の考え方及び実施方針】

| 区分         |                | 考え方                                                                                                                                                                       | 都内感染期における実施方針                                          |
|------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 職員<br>100% | A<br>新たに発生する業務 | 感染拡大防止や感染予防等のために新たに発生、強化する業務<br>①感染拡大防止対策業務<br>②危機管理体制上、必要となる業務                                                                                                           | 発生段階別に応じて実施                                            |
|            | B<br>継続業務      | 中断や中止をすると市民生活等に重大な影響を与えるため、継続しなければならない業務<br>①市民の健康・生命に関わる業務<br>②市民及び職員の生活の維持に不可欠な業務<br>③休止することが法令違反となる業務<br>④業務を継続するのに必要な基幹業務<br>⑤都市機能の維持に関する業務<br>⑥市民への情報提供・関係機関との連絡調整業務 | 感染拡大防止対策を講じて実施                                         |
|            | C<br>縮小業務      | 中断や中止しても市民生活等に与える影響が比較的少ない業務<br>①継続業務・休止業務以外の業務<br>②対面業務等を工夫して実施する業務                                                                                                      | 職員数に余剰があれば、業務を縮小し（※）、かつ感染拡大防止対策を講じて順次実施（感染状況に応じて休止する。） |
|            | D<br>休止業務      | ①感染拡大につながる業務<br>②その他、緊急性を要しない業務                                                                                                                                           | 感染拡大防止のために積極的に休止                                       |

※業務の縮小とは、対象者・取扱量の限定、簡素化した方法の選択などにより、通常より少ない人員で業務を実施すること。

## 2 業務区分の考え方と業務例

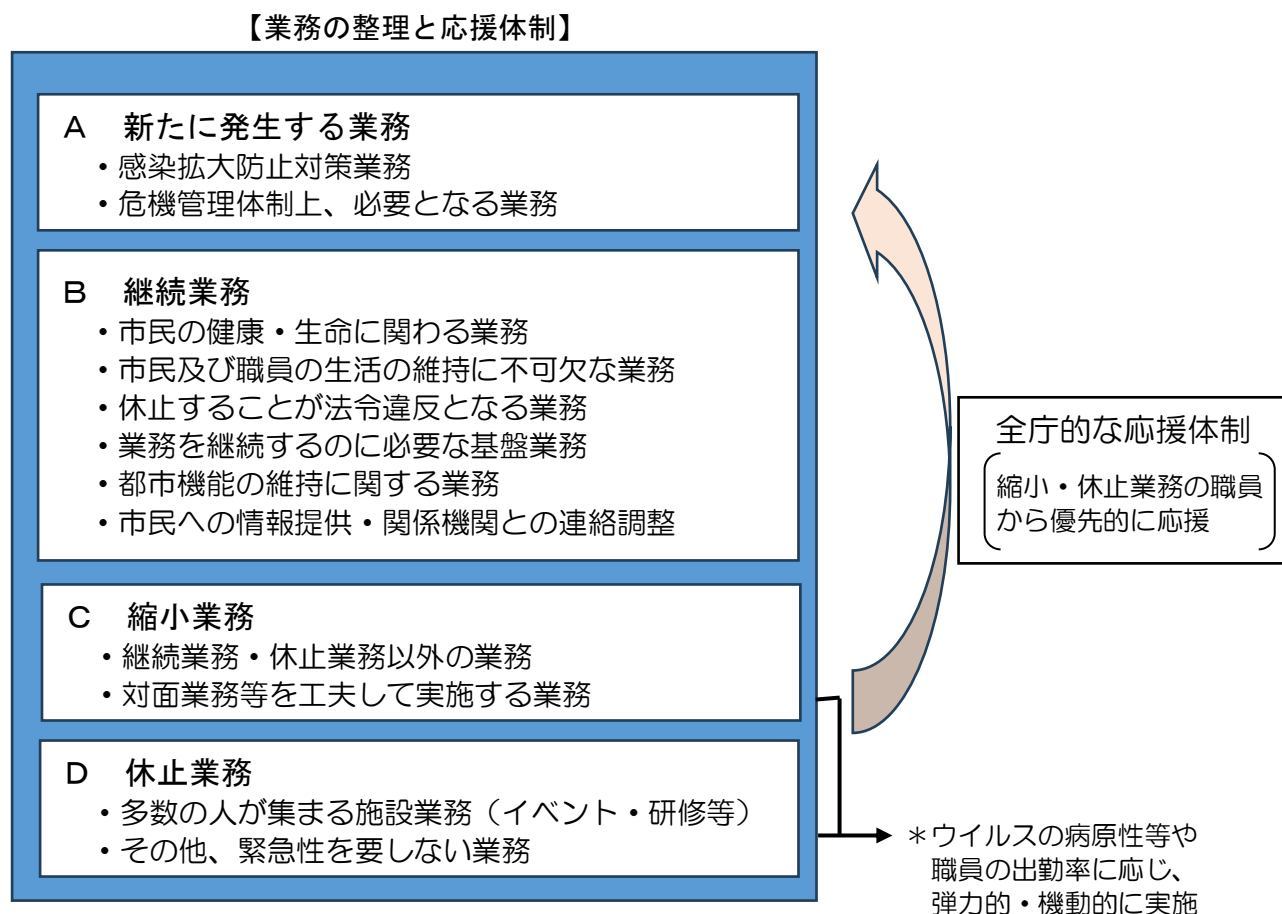
| 業務区分                   |  | 業務例                                                                                                                                  |
|------------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>A 新たに発生する業務</b>     |  |                                                                                                                                      |
| ①感染拡大防止対策業務            |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止策の周知・指導</li> <li>・情報の収集及び提供</li> <li>・相談窓口の設置 など</li> </ul>                            |
| ②危機管理体制上必要となる業務        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策本部等の設置</li> <li>・職員の感染状況・出勤状況の把握</li> <li>・職員の応援体制</li> <li>・関係機関（保健所等）との連携 など</li> </ul> |
| <b>B 継続業務</b>          |  |                                                                                                                                      |
| ①市民の健康・生命に関わる業務        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設の運営</li> <li>・介護支援 など</li> </ul>                                                         |
| ②市民及び職員の生活の維持に不可欠な業務   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍届出の受理</li> <li>・生活保護費の支給</li> <li>・ごみの収集業務 など</li> </ul>                                   |
| ③休止することが法令違反となる業務      |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙事務</li> <li>・法令等で定められている検査 など</li> </ul>                                                   |
| ④業務を継続するのに必要な基幹業務      |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信、コンピュータ等基盤システムの維持</li> <li>・住民情報システム・福祉関連システム等の維持</li> <li>・庁舎や公共施設等の維持 など</li> </ul>      |
| ⑤都市機能の維持に関する業務         |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路施設、上下水道施設の維持 など</li> </ul>                                                                 |
| ⑥市民への情報提供・関係機関との連絡調整業務 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市政の普及に関すること（広報あきしま、市ホームページ、市公式X等による情報発信）</li> <li>・東京都や保健所など関係機関と連絡調整 など</li> </ul>          |
| <b>C 縮小業務</b>          |  |                                                                                                                                      |
| ①継続業務・休止業務以外の業務        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部管理業務</li> <li>・市の基本的な政策の企画、調査 など</li> </ul>                                                |
| ②対面業務等を工夫して実施する業務      |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な窓口相談業務</li> <li>・許認可申請、届出等の受付</li> <li>・会議等のオンライン開催 など</li> </ul>                        |
| <b>D 休止業務</b>          |  |                                                                                                                                      |
| ①感染拡大につながる業務           |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会、講演会、イベントの開催</li> <li>・公共施設等の休館</li> <li>・学校施設の使用</li> <li>・修学旅行、移動教室の実施 など</li> </ul>    |
| ②その他、緊急性を要しない業務        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種普及啓発事業</li> <li>・各種調査業務 など</li> </ul>                                                      |

### 3 各部の事業継続と応援体制

各部においては、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び業務継続のため、事前に感染症BCPや対応マニュアルを策定し、各課レベルで業務の優先順位を決定し、業務を継続する。

また、人員が不足する部に対しては、全庁的な応援体制により対応する。応援を要請する部は、あらかじめ応援職員の業務内容等を定めた「応援職員対応マニュアル」の策定を図る。

なお、専門職種については、経験者の兼務発令や退職者の臨時的な雇用なども含め、総合的な対応を検討する。



### 4 市庁舎等での感染拡大防止策

#### (1) 市庁舎等施設での感染拡大防止策

市庁舎等の市施設内で感染が拡大しないよう、申請窓口での対応や庁舎出入口等の制限等を行い、感染拡大防止を図る。なお、平時と施設の利用方法の変更を行う際は、市ホームページや広報紙をはじめとした周知を徹底し、市民や事業者に協力を依頼する。

また、市政の業務を継続していくためには、業務に必要な職員が出勤できることが不可欠であるため、可能な限り職員が執務中に新型インフルエンザ等に感染しない対策を実行する。

市自らが率先して、市民や事業者等の参考モデルとなるような対策を実施するとともに、市内で感染が更に拡大し、庁舎内での感染拡大防止策を徹底する必要がある場合には、次の措置を講ずる。

**【庁舎内での感染拡大防止】**

| 区分                        | 実施方法                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各種届出・申請等                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話、郵送やメール等を活用し、できるだけ対面しない方法により対応</li> </ul>                                                                                                                                         |
| 庁内会議                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急を要するものに限定し、庁内会議システムを活用して実施</li> </ul>                                                                                                                                             |
| 市職員（会計年度任用職員を含む。）の入庁時等の対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、自宅で検温して出勤するとともに、庁舎の入口に非接触型検温器を配置</li> <li>・発熱や咳等のインフルエンザ等の症状がある職員の出勤自粛を徹底</li> </ul>                                                                                            |
| 施設内の委託業者等への要請             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会の開催などにより、市職員と同様の感染防止策をとるように要請</li> </ul>                                                                                                                                         |
| 来庁者への対応                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のため、必要に応じ庁舎出入口を制限</li> <li>・市職員と来庁者の動線を分け、パーテーションなどで区切られた場所での集中受付などにより、来庁者の執務室への入室を制限</li> <li>・発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザ等の症状のある者とそれ以外の者の動線を分けることや、簡易なシールドを設けるなど物理的な対策を工夫</li> </ul> |
| 個人防護具の対応                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の来庁者などに接する職員は、マスクに加え、必要に応じフェースシールドを使用</li> </ul>                                                                                                                               |
| 配送業者等への対応                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配送場所を特定するなど、執務室への入室を制限</li> </ul>                                                                                                                                                   |
| 市職員の勤務時間の変更               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員の感染機会を減少させるため、必要に応じて勤務時間や休憩時間を随時変更</li> </ul>                                                                                                                                    |

**(2) 職員の健康管理**

市職員は、自己の健康管理に十分留意するとともに、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の実践を徹底する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、速やかに相談窓口等に連絡するとともに、職場への連絡を遅滞なく行った上で、出勤を自粛し療養に専念する。

このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。

こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。

## 用語集

本計画では、以下のとおり略称を用いるとともに、用語を定義する。

| 用語        | 内容                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療計画      | 医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。                                                                                                                                                                 |
| 医療措置協定    | 感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定                                                                                                                                                     |
| インフォデミック  | 真偽が定かでないさまざまな情報がSNS等を通じて拡散されること。                                                                                                                                                                              |
| 疫学        | 健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。                                                                                                                                              |
| 関係省庁対策会議  | 新型インフルエンザ等対策閣僚会議を補佐する、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議。「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について（平成16年3月2日関係省庁申合せ）」に基づき開催。                                                                                                         |
| 感染性       | 学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、市行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。                                                                                     |
| 感染症危機     | 国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。                                                                                                                         |
| 感染症指定医療機関 | 政府行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。                                                                                                                |
| 感染症対策物資等  | 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第2条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。 |
| 基本的対処方針   | 特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。                                                                                                                                                                   |
| 業務継続計画    | 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。                                                                                                                                            |
| 緊急事態宣言    | 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認める時に、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。                                       |

| 用語                      | 内容                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緊急事態措置                  | 特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。 |
| 健康観察                    | 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。                                                                                                      |
| 検査等措置協定                 | 感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ的確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。                                                                                                              |
| 行動計画                    | 特措法に基づき、政府、都道府県又は市区町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。                                                                                                                                                             |
| 個人防護具                   | マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。                                                                                                                             |
| サーベイランス                 | 感染症・環境汚染・経済等の動向について調査・監視を行うこと。                                                                                                                                                                               |
| 自宅療養者等                  | 自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障害者施設等での療養者。                                                                                                                                                                          |
| 指定（地方）公共機関              | 特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。                                                                                                                         |
| 住民接種                    | 特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認める時に、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。                                                                    |
| 新型インフルエンザ等              | 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。                                                                                               |
| 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表 | 感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。                                                                                                                                 |
| 新型インフルエンザ等緊急事態          | 特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。                                                                                                           |
| 新型インフルエンザ等対策閣僚会議        | 新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議。                                                                                                                                                   |
| 新型インフルエンザ等対策推進会議        | 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策の推進を図るための会議。                                                                                                                                                                     |

| 用語            | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 政府対策本部        | 特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部を指す。                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 生活関連物資等       | 食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 積極的疫学調査       | 感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。                                                                                                                                                                                                                        |
| 双方向のコミュニケーション | 医療機関、事業者等を含む都民等が適切に判断・行動することができるよう、都による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション                                                                                                                                                                                               |
| 東京都感染症対策連携協議会 | 感染症法第10条の2に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織                                                                                                                                                                                                   |
| 特定接種          | 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認める時に、臨時に行われる予防接種のこと。                                                                                                                                                                                                                 |
| 濃厚接触者         | 感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。                                                                                                                                                                                                                                 |
| パルスオキシメーター    | 皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度（血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合）を測定する医療機器。                                                                                                                                                                                                                                |
| フレイル          | 身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。                                                                                                                                                                                                                  |
| プレパンデミックワクチン  | 将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。                                                                                                                                                                                                                               |
| まん延防止等重点措置    | 特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認める時、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。 |
| 薬剤感受性         | 感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 有事            | 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。                                                                                                                                                                                                                        |
| 予防計画          | 感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。                                                                                                                                                                                                                                          |
| リスクコミュニケーション  | 個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。                                                                                                                                                                                  |

| 用語                | 内容                                                                                                                                                                                      |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| リスク評価             | 情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスを指す。                                                                                                                                          |
| 臨床像               | 潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。                                                                                                                                                          |
| 連携協議会             | 感染症法第10条の2に規定する主に県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。                                                                                             |
| 東京 i CDC          | 東京感染症対策センター（Tokyo Center for Infectious Diseases Prevention and Controlの略）。感染症に関わる様々な領域において、調査・分析、情報収集・発信などを行う専門家のネットワーク                                                                |
| I C T             | Information and Communication Technology の略。<br>情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、更にセキュリティやAI等が含まれる。 |
| PCR               | ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reactionの略）。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。                                                                                         |
| PDCAサイクル          | Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。                                                                                                             |
| Vaccine Hesitancy | 安全で効果的なワクチン接種の機会があるにもかかわらず、接種を遅らせたり拒否したりする行動や態度。                                                                                                                                        |

## **昭島市新型インフルエンザ等対策行動計画**

令和8年7月

発行：昭島市

住所 昭島市田中町 1-17-1

編集 総務部防災安全課

保健福祉部健康課